

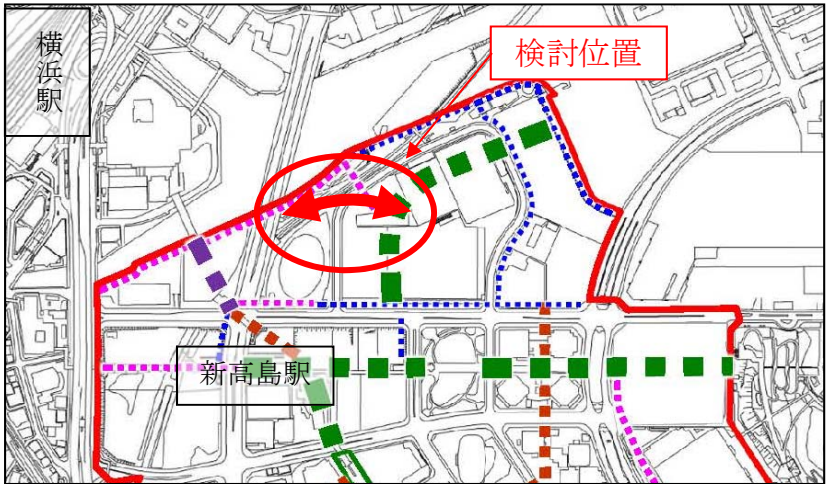
【都整一1】事前評価

(仮称) 高島水際線デッキ整備事業

(都市整備局)

(様式2)

公共事業事前評価調書(案)

事業概要	事業名	【都整-1】(仮称) 高島水際線デッキ整備事業
	場所 (所在地)	横浜市西区みなとみらい六丁目2番地先から4番地先まで
	事業目的	本事業は、近年みなとみらい21中央地区新高島駅周辺の街区開発の進展により、来街者の急増が見込まれていることから、主要駅である横浜駅とみなとみらい21中央地区を結ぶ新たな歩行者動線を整備することで、来街者の安全で快適な歩行環境を確保するものです。
	事業内容	<p>【案内図】</p>  <p>【計画概要】</p> <p>橋種: 3径間連続鋼床版箱桁橋 橋長: 130.4m(最大支間長 69.4m) 幅員: 有効幅員 6.0m 形式: 上部工(鋼床版鋼箱桁) 下部工(A1: 逆T式RC橋台、P1: 鋼製橋脚、P2: 鋼製橋脚、A2: RC橋台) 基礎工(A1: 直接基礎、P1: 直接基礎、P2: 杭基礎、A2: 杭基礎)</p> <p>制約: JR貨物線上空横断、河川区域占用、公園占用 企業敷地上空横断、A2橋台 60・61街区内設置</p>

	<p>事業 スケジュール</p>	<p>令和 2年度 基本・詳細設計 令和 3年度 工事(下部工、桁製作) 令和 4年度 工事(上部工) 令和 5年度 工事(周辺施設整備工) 令和5年 10月 供用開始予定</p>
	<p>総事業費</p>	<p>総事業費 24.94 億円 設計費:0.99 億円(国費:0.396 億円、市費:0.594 億円) 工事費:23.65 億円(市施工:19.85 億円) (国費:7.94 億円、市費:11.91 億円、街区開発者:3.8 億円) 補償費:0.3 億円(区分地上権補償費) ※今後の検討状況により変更となる場合があります。</p>
	<p>事業の 必要性</p>	<p>1. みなとみらい21中央地区の歩行者動線ネットワークについて 近年、みなとみらい21中央地区では、パシフィコ横浜ノースの MICE 施設や2万人が収容可能な世界最大級の音楽アリーナなど横浜駅、新高島駅周辺の大規模な街区開発が進んでおります。 これらの街区開発が完成しイベントが開催されると、来街者が急増して混雑することから既存の歩道やプロムナードでは、歩行時の安全確保等が困難な状況となり、有効な迂回路等もないことから誘導による混雑緩和もできなくなります。 この課題を解消するため、みなとみらい21中央地区と横浜駅東口方面を結ぶ新たな歩行者動線を整備することで、安全で快適な歩行空間を確保することができます。</p> <p>2. 上位計画 (1)みなとみらい21中央地区地区計画(H1.10.6 策定、R1.12.5 変更) ・地区施設等の整備の方針 安全で快適な歩行者空間のネットワークを形成する。 ・地区施設の配置及び規模 主として歩行の用に供する青空・非青空の空地 当該地は、幅員6m以上と定めています。</p> <p>(2)みなとみらい21街づくり基本協定(S61.7.1 締結、R1.12.19 改定) ・第7条建築物等の基準3. ペDESTリアンネットワークの(1)により、ペDESTリアンネットワークの位置およびその幅員を定めています。</p> <p>(3)横浜市中期4か年計画 2018～2021 の政策 19「魅力と活力あふれる都心部の機能強化」の主な施策(事業)で「2みなとみらい21地区まちづくりの推進」により、大規模街区等の開発を進め、本社や研究開発機能の集積をいかした企業誘致やさらなる観光・エンターテイメント等の集積を図るとともに、街区開発に合わせた基盤整備、公民連携やエリアマネジメント等の取組</p>

	により、新たなビジネス・産業や賑わいが生み出されるまちづくりを進めます。																						
事業の効果 (費用便益分析等)	<p>①定量的事項</p> <p>【歩行者の時間短縮】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)高島水際線デッキが整備されることにより、道路、JR 貨物線、高島水際線公園を横断に要する歩行時間が、整備されていない場合に比べ約 13 分から約9分に約4分短縮されることが期待されます。</li> </ul> <p>②定性的事項</p> <p>【歩行者の移動サービス向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)高島水際線デッキは有効幅員6mで整備しますので、歩行者にとっては周りの人を気にせず、自由に歩行することが可能となります。</li> <li>・自動車と立体的に完全に分離されることで安心感、快適性の向上が図られます。</li> <li>・交通事故の危険性がない安全な通行が可能となります。</li> </ul> <p>③費用便益分析</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">条件</td> <td>基準年</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>供用年</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>検討期間</td> <td>供用後 40 年間</td> </tr> <tr> <td>社会的割引率</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">便益(B) (現在価値)</td> <td>歩行者の時間短縮便益</td> <td>71.48 億円</td> </tr> <tr> <td>歩行者の移動サービス向上便益</td> <td>9.38 億円</td> </tr> <tr> <td>便益計</td> <td>80.86 億円</td> </tr> <tr> <td>費用(C) (現在価値)</td> <td>事業費・維持管理費</td> <td>24.92 億円</td> </tr> <tr> <td>B/C</td> <td colspan="2">3.24</td> </tr> </table>	条件	基準年	令和2年度	供用年	令和5年度	検討期間	供用後 40 年間	社会的割引率	4%	便益(B) (現在価値)	歩行者の時間短縮便益	71.48 億円	歩行者の移動サービス向上便益	9.38 億円	便益計	80.86 億円	費用(C) (現在価値)	事業費・維持管理費	24.92 億円	B/C	3.24	
条件	基準年		令和2年度																				
	供用年		令和5年度																				
	検討期間		供用後 40 年間																				
	社会的割引率	4%																					
便益(B) (現在価値)	歩行者の時間短縮便益	71.48 億円																					
	歩行者の移動サービス向上便益	9.38 億円																					
	便益計	80.86 億円																					
費用(C) (現在価値)	事業費・維持管理費	24.92 億円																					
B/C	3.24																						
環境への配慮	高島水際線プロムナードとデッキを接続させることで、横断する高島水際線公園、河川の環境を保全しつつ水辺空間の魅力をアップさせます。																						
地域の状況等	事業の実施にあたっては、地域のみなさまへの説明等を行いながら進めてまいります。																						
事業手法	公共発注方式によります。																						
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1 イメージパースと歩行者動線</li> <li>・別紙2 みなとみらい 21 中央地区地区計画(抜粋)</li> <li>・別紙3 みなとみらい 21 街づくり基本協定(抜粋)</li> <li>・別紙4 横浜市中期4か年計画 2018～2021(平成 30 年 10 月)(抜粋)</li> </ul>																						
担当部署	都市整備局都心再生部みなとみらい 2 1 推進課 (TEL671-3612)																						



# ■ (仮称) 高島水際線デッキ整備事業 (航空写真)

別紙 1

1

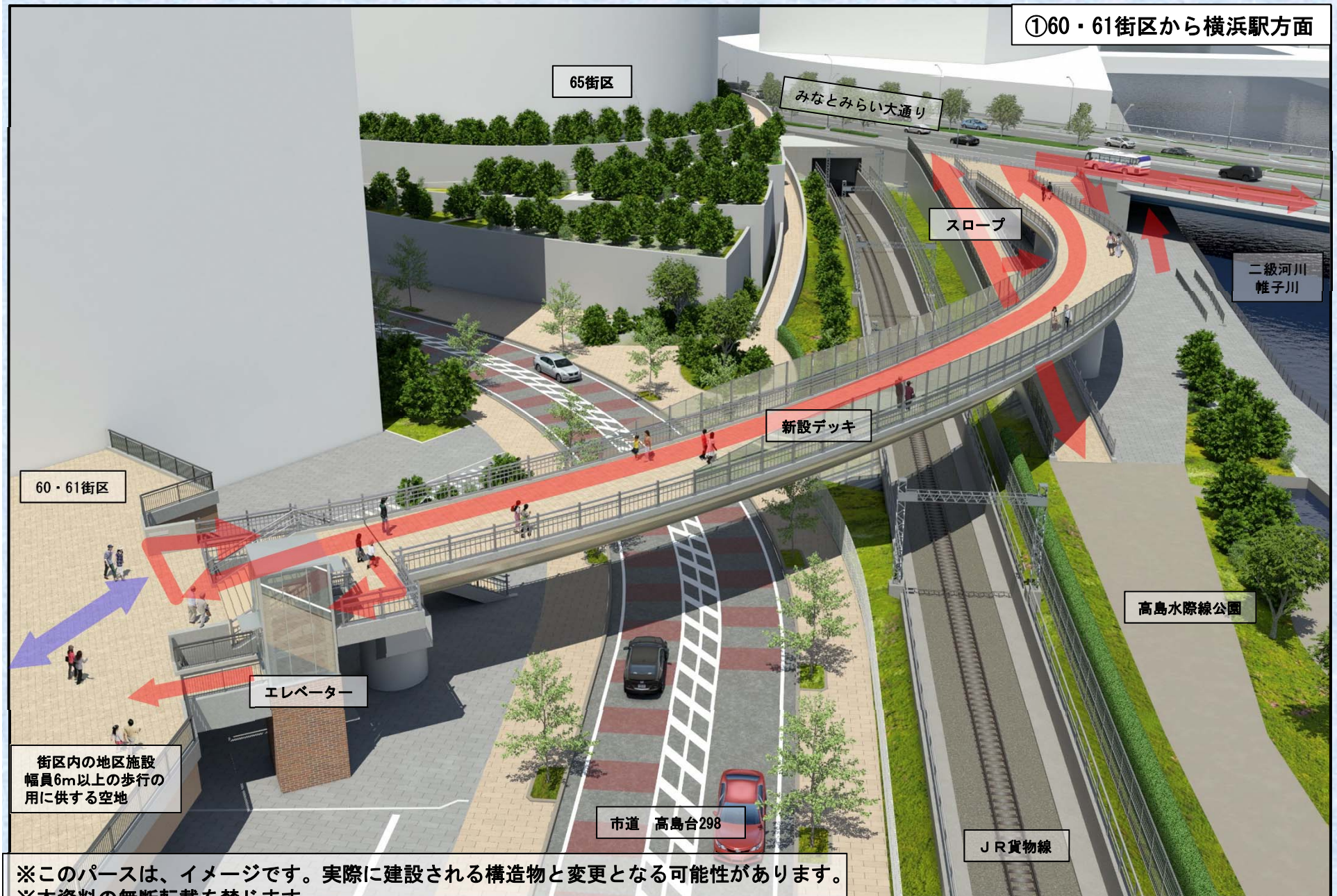
※令和2年2月撮影  
(横浜市)





# ■ (仮称) 高島水際線デッキ整備事業 (イメージパース①)

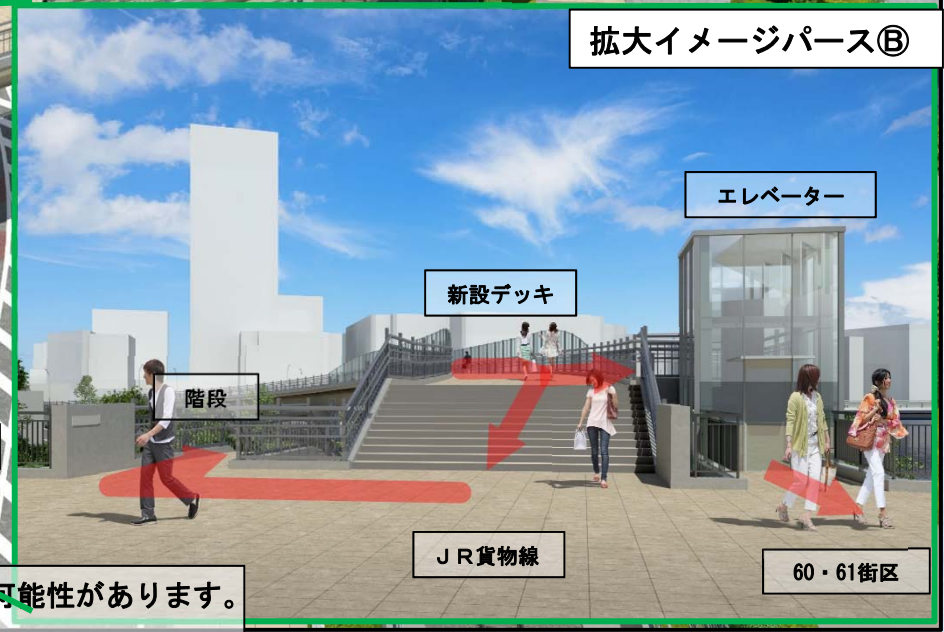
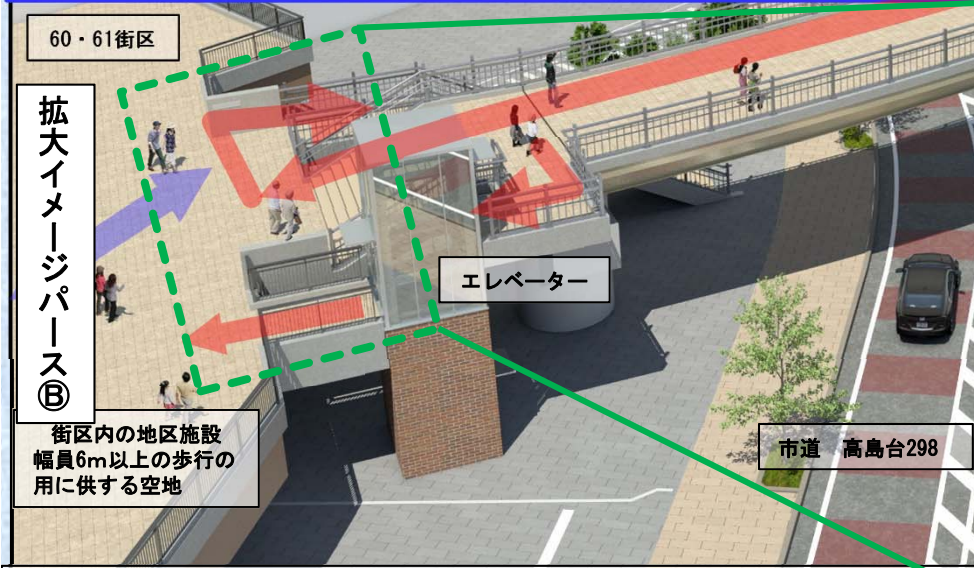
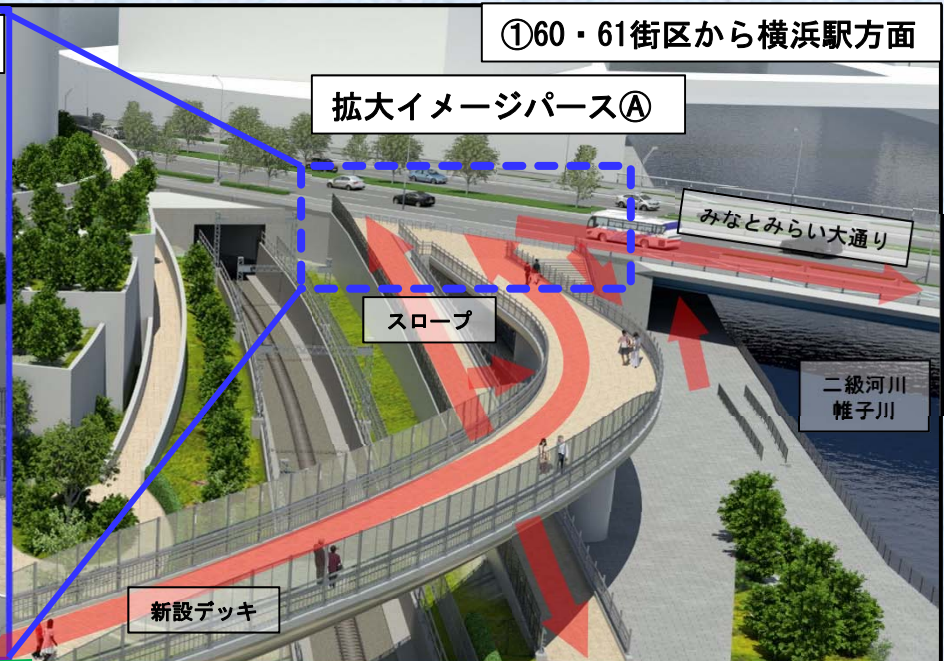
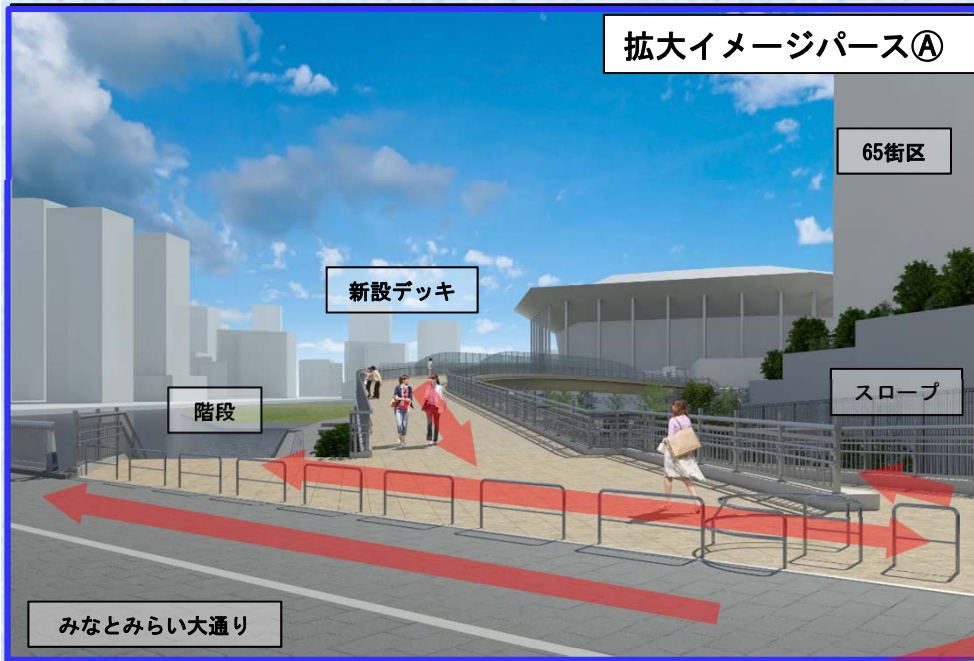
2



※このパースは、イメージです。実際に建設される構造物と変更となる可能性があります。  
※本資料の無断転載を禁じます。



■ (仮称) 高島水際線デッキ整備事業 (拡大イメージパース①) ③



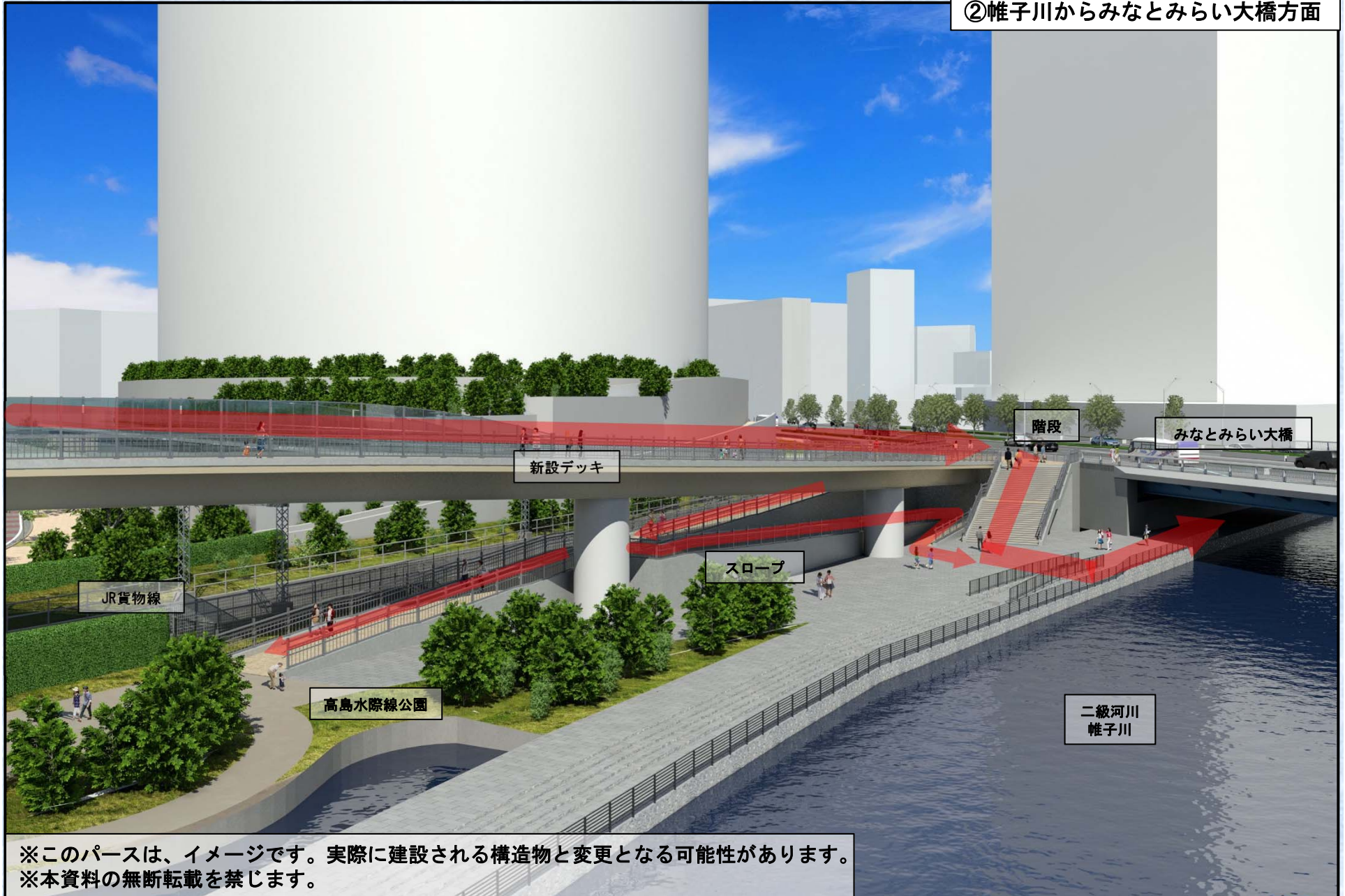
※このパースは、イメージです。実際に建設される構造物と変更となる可能性があります。  
 ※本資料の無断転載を禁じます。



# ■ (仮称) 高島水際線デッキ整備事業 (イメージパース②)

4

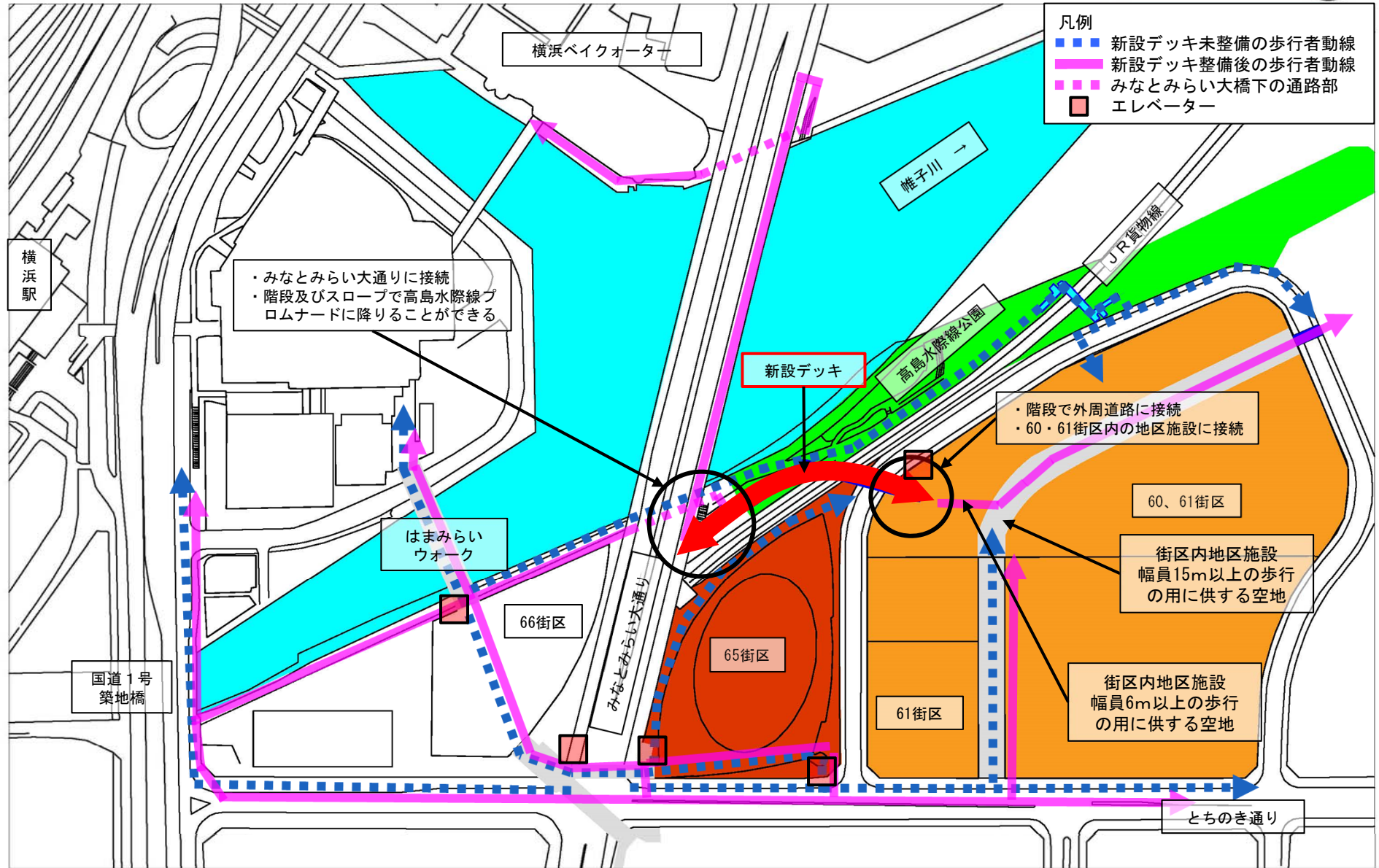
②帷子川からみなとみらい大橋方面





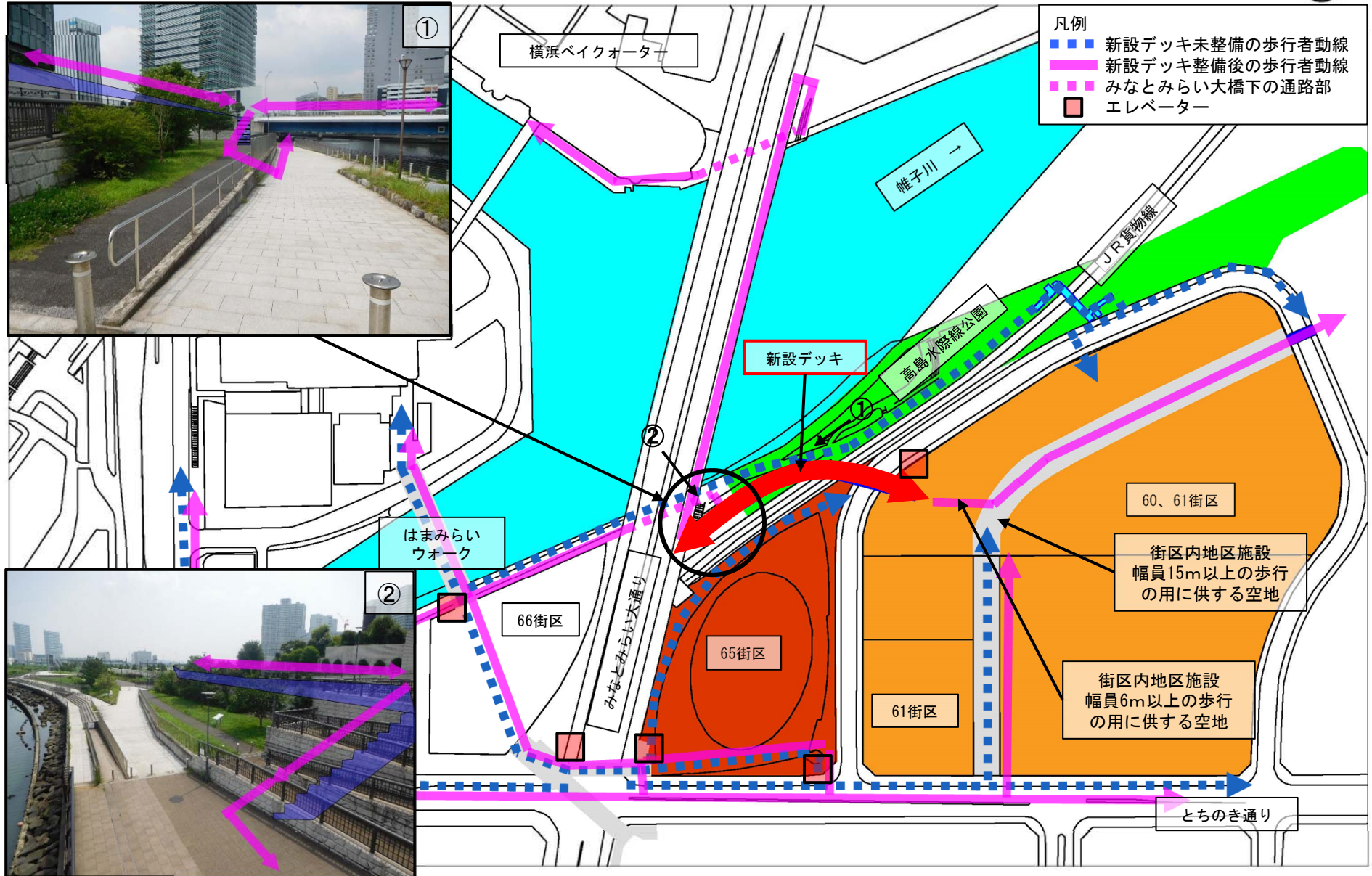
# （仮称）高島水際線デッキ整備事業（歩行者動線）

○将来の歩行者動線を次に示します。



# （仮称）高島水際線デッキ整備事業（現地状況）

○将来の歩行者動線を次に示します。





[トップページ](#) > [暮らし・総合](#) > [まちづくり・環境](#) > [都市整備](#) > [まちのプラン・ルール \(地区計画等\)](#) > [地区計画](#) > [区別](#) > [中区](#) > c-010:みなとみらい21中央地区

## c-010:みなとみらい21中央地区

※計画書は表形式の法定図書を読み上げており、内容について分かりづらい可能性があります。内容の確認はみなとみらい21推進課までお問い合わせください（電話番号：045-671-3516）

最終更新日 2020年4月9日

 印刷する

### ・計画書

名称	みなとみらい21中央地区地区計画	
位置	西区高島一丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目並びに中区内田町及び桜木町	
面積	約115.7ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、首都圏の業務機能を分担する業務核都市として位置付けられている横浜の街づくりの中核的事業である「みなとみらい21計画」を実現するため、21世紀の都市にふさわしい業務・商業施設、ホテル、都市型住宅や多様な文化施設、公共施設等の導入を図るとともに、快適な歩行者空間や調和のとれた街並の形成を図るべき地区である。このため、本地区計画は、地権者間で締結された「みなとみらい21街づくり基本協定」と併せて以下の都市像の実現を目指して計画的な市街地形成を図ることを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>24時間活動する国際文化都市</li> <li>21世紀の情報都市</li> <li>水と緑と歴史に囲まれた人間環境都市</li> </ol>	
区域の整備方針及び保全に関する	土地	<p>21世紀の都市にふさわしい調和とバランスのとれた街を形成するため、以下のゾーンごとに特色をもった土地利用を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>ビジネスゾーン</b> 都市内幹線道路に沿って、本社機能等が集積する質の高い業務地区。ショッピング、アミューズメント等を楽しめる商業サービス施設及び文化施設も併せて立地する。</li> <li><b>プロムナードゾーン</b> 様々なイベント等が予想されるグランモールに沿って、美術館を中心に多様な芸術・文化施設が業務施設・都心型住宅とともに集積し、グランモールと一体となってにぎわいを演出し、歩行者の回遊性を高めるショッピング・アミューズメント施設等が立地する地区</li> <li><b>インターナショナルゾーン</b> 臨港幹線道路に沿って、業務、国際交流施設、会議場、展示場、ホテル、ショッピング・アミューズメント施設、文化施設、都心型住宅等が立地する地区</li> <li><b>商業ゾーン</b> 駅を中心としたターミナル地区。ショッピング施設、ホテル、オフィス等を複合した新しい都心の核となる施設が立地する地区</li> </ol>

ここでの都市活動を支援するイベント関連施設、文化施設等も立地する。  
5 ウォーターフロントゾーン  
水際線沿いの緑地地区、港湾関連施設を立地する地区

- 1 安全で快適な歩行者空間のネットワークを形成する。
  - 2 キング軸上の、主として歩行の用に供する空地を、オープンモールとし、通景空間を確保する。
  - 3 桜木町駅前に、にぎわいを創出する歩行者空間として広場を確保する。
  - 4 街区内の適切な位置に、公開性の高い空地を確保する。
- みなとみらい21地区では、歩行者ネットワークを始め、交通拠点周辺、公園・緑地、水辺周辺等の公的空間の充実を図るため、これらと一体的あるいは容易に行き来できる位置に、歩行者用通路、アトリウム、サンクンガーデン、中庭、空中広場等の外部・内部の公開空地を確保する。

- 21世紀の都心にふさわしい街並の形成を実現するため、以下の方針に基づき建築物等を誘導する。
- 1 街のスカイラインの形成と空間的な広がり確保
 

みなとみらい21地区の街並を整え、秩序ある都市景観を形成するため、街のスカイライン形成上、突出した高さをもつ建築物等によりスカイラインが損なわれないよう、地区整備計画に高さの最高限度を規定する。また、海へ向かう空間的な広がりを確保するため、建物の位置及び形状について配慮するものとする。

    - (1) 海側から山側に向けて、徐々に建物高さが高くなるようなスカイラインを形成することを基本とする。
    - (2) みなとみらい21地区の重要な都市軸であるクイーン軸上の商業ゾーンA及びキング軸上のビジネスゾーンAには、積極的に超高層の建物を誘導し、街のランドマークとする。また、インターナショナルゾーンAは、商業ゾーンAと連続したスカイラインを形成するものとする。
    - (3) グランモール沿いは開放的で快適な歩行者空間を形成するため、低層部の連続性を確保した上で、高層棟をグランモールよりできるだけ後退して配置する。
  - 2 潤いとにぎわいのある街並の形成
 

街のにぎわいを演出するため歩行者空間のネットワークに面する部分は、商業、アミューズメント施設等多くの人々が利用し、にぎわいを演出する用途とし、その連続性に配慮する。特に高層建物にみられがちな、街の連続性の喪失を補うため、低層部のしつらえかたに留意する。

また、高密度な都心地区に潤いをもたすため、歴史的資産を生かすとともに、オープンスペース等に水と緑を積極的に導入する。
  - 3 高度な都市機能を実現する建物用途の誘導
 

魅力ある都市活動の場とするため、業務、商業といった都市機能の他に、国際交流、高度情報化、芸術・文化活動の促進、地域の管理・運営、業務や都市生活の支援といった機能を持つ施設等を誘導する。

また、各ゾーンの土地利用にふさわしい施設を立地させ、高度情報化にふさわしい機能及び構造を有する建築物とする。
  - 4 都市環境及び都市防災に配慮した建築計画
    - (1) 都市防災に配慮した建築計画とし、高層建築物の形状については、落下物対策、風害対策及び歩行者空間への圧迫感の抑制に配慮する。
    - (2) 地域冷暖房の導入に配慮した建築計画とする。
    - (3) 省資源、省エネルギー化の推進等、環境保全に配慮した計画とする。
  - 5 その他
    - (1) 適切な敷地規模を維持しながら、都市施設とのバランスと、土地の合理的な高度利用を考慮した計画とする。
    - (2)



住宅は、都市生活者の多様な生活像にこたえる特色ある住宅を目指すとともに周辺の他の都心機能の集積を阻害しないように、その配置等について配慮する。

(3)

街の景観を整えるため、建築物の色彩や広告物等について、地区全体の調和を図るよう配慮する。

・計画書のつづき







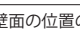



c-010 地区整備計画

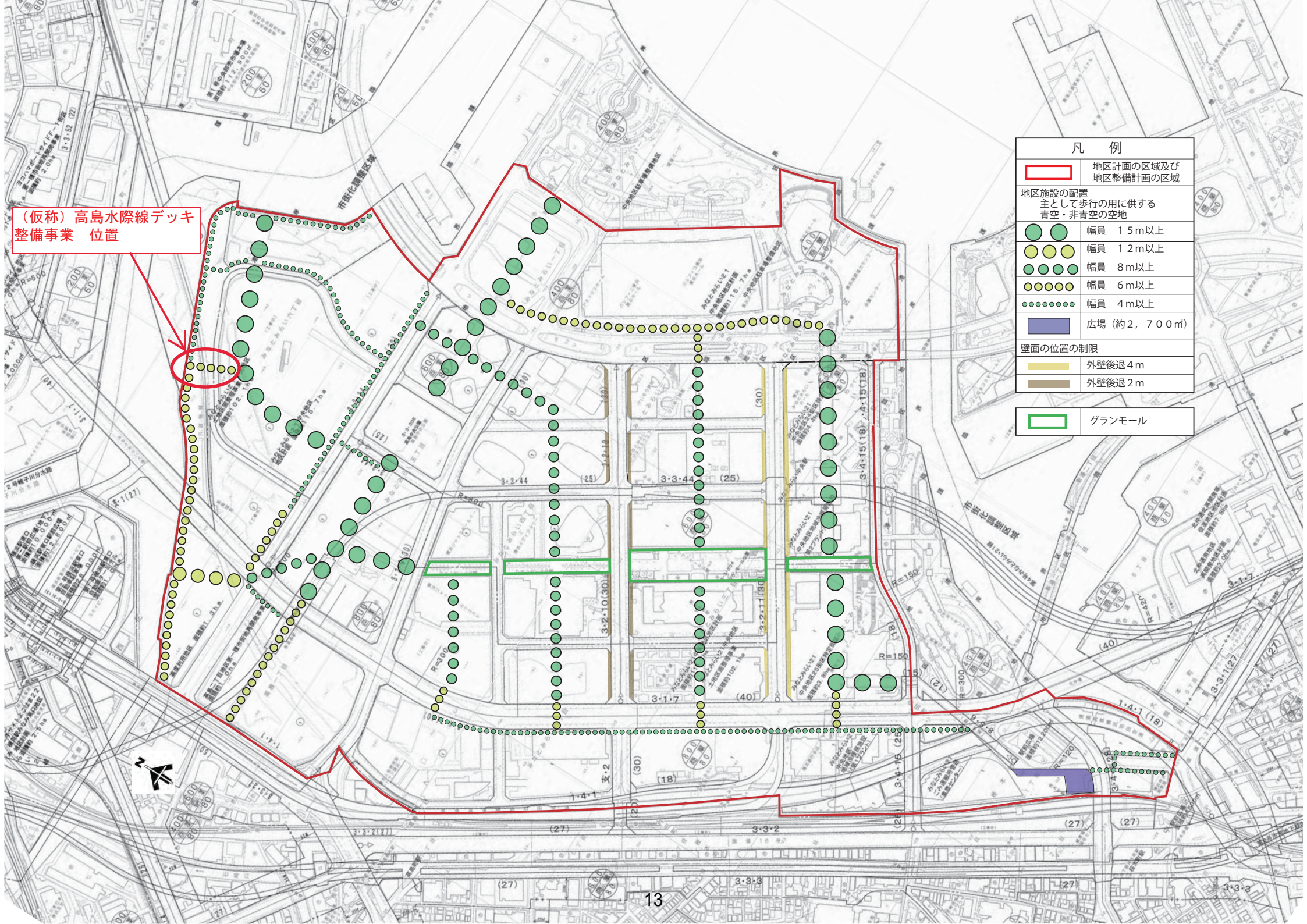
地区施設の 配置及び規模	主として歩行の用に供する青 空・非青空の空地	幅員15m以上 延長約1,940m
		幅員12m以上 延長約120m
		幅員8m以上 延長約1,550m
		幅員6m以上 延長約1,730m
		幅員4m以上 延長約2,650m
広場		約2,700m <sup>2</sup>

建築物等 に関する 事項	地区 の 区分	名称	商業ゾーン		ビジネスゾーン		プロムナードゾーン	
		細分	A	B	A	B	A	B
		面積 (ha)	約5.0	約6.5	約6.1	約 34.3	約 5.8	約6.9
建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ただし、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により指定された分区内の建築物については適用しない。 1 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9の5で定めるもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 3 下の欄に掲げるもの（この項の規定の施行の際現に存する当該用途に供する部分を有する建築物の敷地において、その部分の床面積の合計が基準時のその部分の床面積の合計を超えない範囲で新築する場合を除く。）						
		(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎、又は下宿 (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホーム					-	
容積率の最 低限度		10分の10						
		ただし、暫定的な土地利用を図るもの、公園、広場その他これらに類する土地に建築するもの及び公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なものは、この限りでない。						



(仮称) 高島水際線デッキ  
整備事業 位置

凡 例	
	地区計画の区域及び 地区整備計画の区域
地区施設の配置 主として歩行の用に供する 青空・非青空の空地	
	幅員 15m以上
	幅員 12m以上
	幅員 8m以上
	幅員 6m以上
	幅員 4m以上
	広場 (約2,700㎡)
壁面の位置の制限	
	外壁後退4m
	外壁後退2m
	グランモール





Y O K O H A M A

MINATO  
MIRAI 21

# みなとみらい21 街づくり基本協定

Basic Agreement on Town Development Under Minato Mirai 21

M I N A T O M I R A I 2 1



### 3. ペDESTリアンネットワーク

都心における歩行者空間のネットワークとして、次のような街区をつきぬける形で、ペDESTリアンウェイを形成する。

(1)ペDESTリアンネットワークの位置およびその幅員は、別図-6（16頁）による。ただし、その詳細については、開発計画に合わせて調整し、第10条に定める一般社団法人横浜みなとみらい21の承認を得るものとする。

(2)原則として外壁後退による空地を確保する形でペDESTリアンウェイのネットワークを形成するが、第10条による一般社団法人横浜みなとみらい21の承認を得た場合には建物内通抜通路（ガレリア形式等のわかりやすいものとする）として設置できる。

### 4. 外壁後退

海へ向かう空間的な広がりやビスタを確保するために、別図-7（16頁）に示す外壁後退を行う。

(1)外壁後退した部分では、街のにぎわいや連帯感の障害になるような施設等の設置は行わない。

### 5. 駐車場

駐車場は街の環境を阻害することのないよう、その配置、形態を次のように配慮する。

(1)青空駐車場は禁止し、駐車場は原則として地階又はデッキ階下部、あるいは駐車場ビルに設ける。やむをえず青空駐車場を設ける場合には、街のにぎわいの連続、うるおいのある歩行者空間の連続がとぎれないよう配慮する。

(2)都市内幹線道路に面する敷地の、駐車場の出入口、自動車サービス路の出入口は、区画街路側からとする。ただし、敷地割り・交通処理等でやむをえない場合で、第10条の一般社団法人横浜みなとみらい21の認めるものは、この限りでない。

### 6. 広告物

屋外広告物については、地区全体の景観を損なわないようにするため次のとおりとする。

- (1)屋上（屋根面を含む）に広告物は設置しない。
- (2)主要幹線道路沿いの建物高層部（3F以上）のそで看板は設置しない。
- (3)建物高層部（3F以上）の窓ガラスを利用した広告物は設置しない。

### 3. Pedestrian Network

As a network of pedestrian space, pedestrian ways must be provided as follows through blocks.

(1) The arrangement and width of the pedestrian network is as shown in *Annex Figure 6*. Provided, that details must be adjusted according to development plans and approved by Yokohama Minato Mirai 21 Corporation specified in Article 10.

(2) As a rule, the network of pedestrian ways is to be formed using open space to be provided through setback of external walls. Indoor passages (of gallery type or other passageway type) can be provided with the approval of Yokohama Minato Mirai 21 Corporation specified in Article 10.

### 4. Setback of External Walls

To ensure openness and a vista toward the sea, the external walls of buildings must be set back as shown in *Annex Figure 7*.

(1) The space to be provided through the setback of external walls must not be used for the installation of any facility which will adversely affect the liveliness or continuity of the town.

### 5. Parking Area

With respect to parking areas, it must be ensured that their locations and forms will not have adverse effects on the local environment.

(1) Open-air parking lots are prohibited in principle. Parking areas must be provided on underground floors, under deck floors or in parking buildings. When open-air parking lots are unavoidable, it must be ensured that they will not interrupt the continuity of urban liveliness and appropriate pedestrian space.

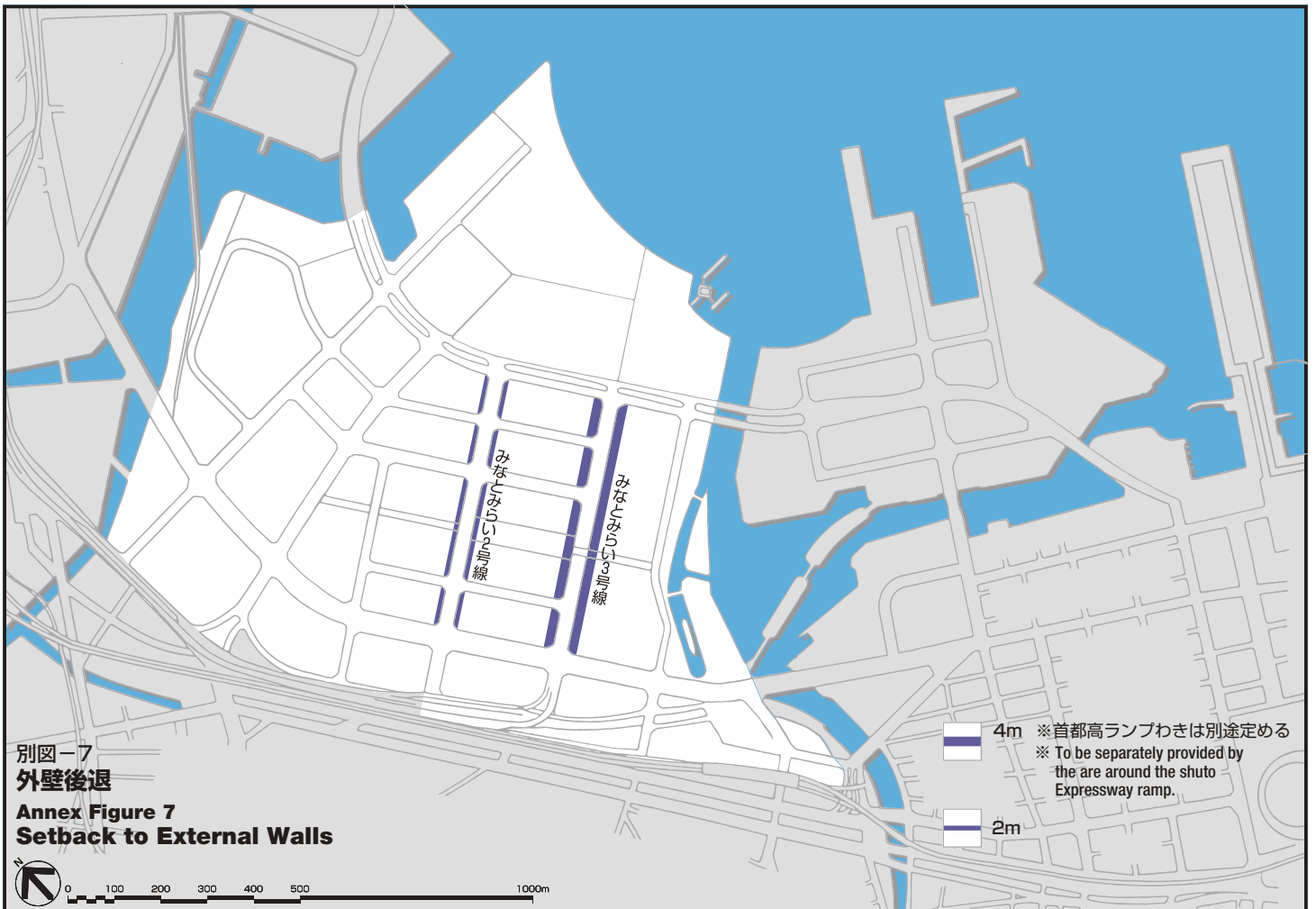
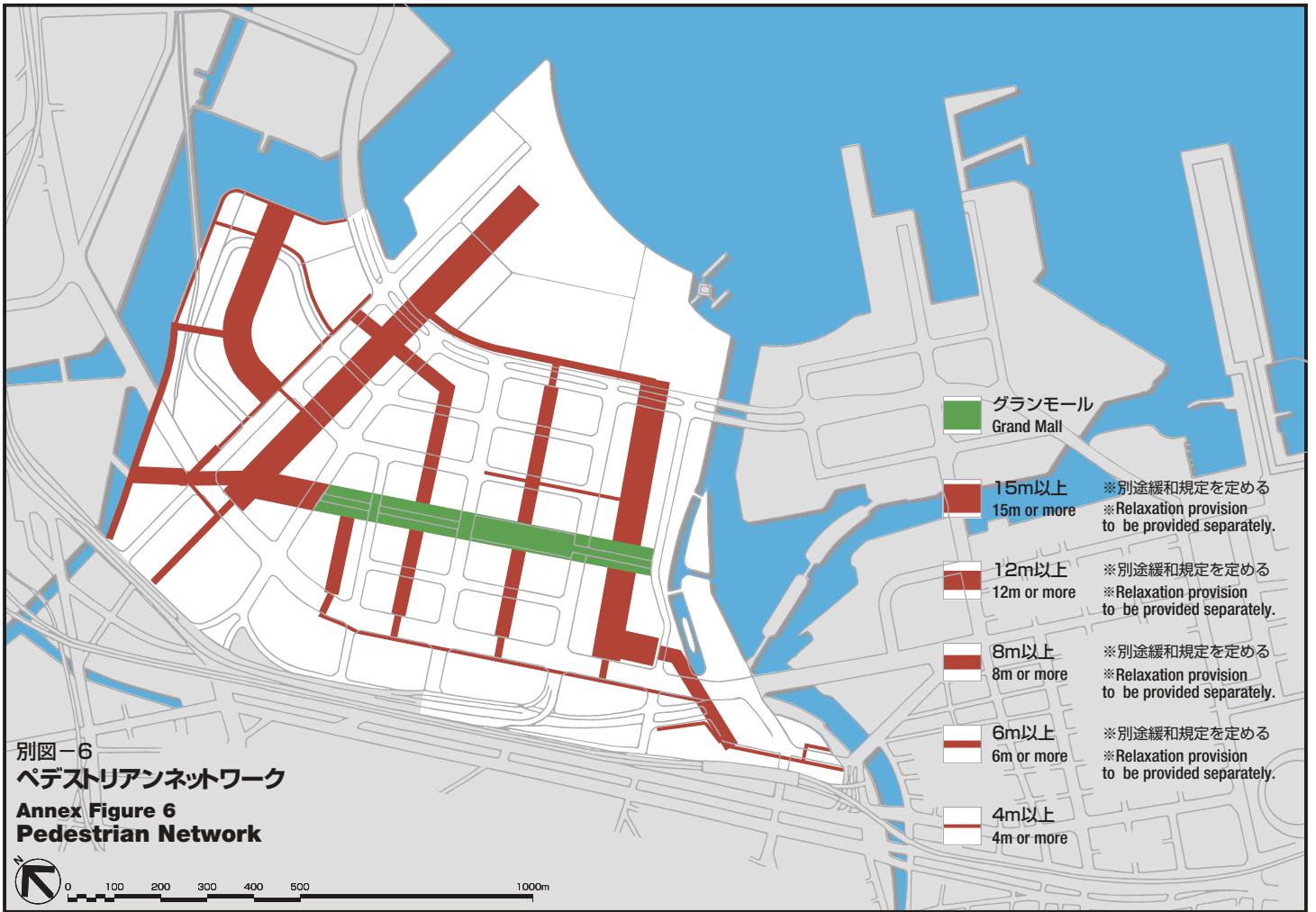
(2) When parking areas are provided on lots along Intracity Arterial Road, their accesses including those for service ways must be reachable only through local streets. Provided, that this will not apply, with the approval of Yokohama Minato Mirai 21 Corporation specified in Article 10, in cases unavoidable for reasons of plotting, traffic control or other circumstances.

### 6. Advertising Structure

With respect to outdoor advertising structures, the following requirements must be met to prevent adverse effects on the environment of the area as a whole.

- (1) Any advertising must not be placed on rooftops, including the surfaces of roofs.
- (2) Along arterial roads, higher parts of buildings (3rd and upper floors) must not have armal signs.
- (3) Higher parts of buildings (3rd and upper floors) must not have advertising using windows.







CITY OF YOKOHAMA

# 横浜市

## 中期 4 か年計画

2018-2021



横浜市  
中期 4  
か年  
計画

2018  
2019  
2020  
2021



## ● 指標

	指標	直近の現状値	目標値 (33年度末)	所管
1	都心部の駅の1日当たり平均乗降客数	347万人/日 (29年度)	361万人/日	都市整備局
2	みなとみらい21地区の就業者数	10.5万人 (29年)	12.5万人 (33年)	都市整備局

## ● 主な施策 (事業)

1	横浜駅周辺・東神奈川臨海部周辺のまちづくりの推進	所管	都市整備局
	横浜駅周辺では、「エキサイトよこはま22」に基づき、鶴屋地区国家戦略住宅等の再開発や、西口駅前広場等の基盤整備、東口開発の検討等を推進します。東神奈川臨海部周辺では、東高島駅北地区等の開発を推進します。		
想定事業量	①横浜駅周辺 基盤整備事業完了3か所 国家戦略住宅整備事業完了1か所 ②東神奈川臨海部周辺 完了1地区、事業中1地区 【直近の現状値】29年度：①事業中2か所 ②事業中1地区	計画上の見込額	126億円
2	みなとみらい21地区のまちづくりの推進	所管	都市整備局、経済局、文化観光局、港湾局、温暖化対策統括本部
	大規模街区等の開発を進め、本社や研究開発機能の集積をいかした企業誘致やさらなる観光・エンターテインメント等の集積を図るとともに、街区開発に合わせた基盤整備、公民連携やエリアマネジメント等の取組により、新たなビジネス・産業や賑わいが生み出されるまちづくりを進めます。		
想定事業量	①本格開発しゅん工件数 15件 ②新たなMICE施設の周辺基盤整備 供用(32年度) 【直近の現状値】29年度：①建設中8件、計画中7件 ②事業中	計画上の見込額	149億円
3	山下ふ頭の再開発の推進	所管	港湾局
	山下ふ頭が持つ優れた立地特性をいかし、大規模で魅力的な集客施設の導入などを含め、都心臨海部における新たな賑わい拠点の形成に向けて再開発を推進します。		
想定事業量	事業推進 【直近の現状値】29年度：事業中	計画上の見込額	210億円
4	関内・関外地区の活性化の推進	所管	都市整備局、総務局、経済局、建築局、市民局、道路局
	新市庁舎整備の推進等により北仲通地区の拠点機能を高めるとともに、関内駅周辺地区での国際的な産学連携、観光・集客による賑わいの拠点づくりを進めます。文化芸術や業務機能の再生のためのまちづくりを引き続き進めるとともに、スポーツ・健康の拠点づくり等、多様な機能が複合したまちづくりにより、地区全体の活性化を図ります。		
想定事業量	①現市庁舎街区 跡地活用計画決定 ②新市庁舎供用(32年度) 【直近の現状値】29年度：①推進 ②事業中	計画上の見込額	909億円
5	都心臨海部における回遊性向上の推進	所管	都市整備局、道路局、港湾局、交通局、文化観光局、環境創造局
	連節バスを活用した「高度化バスシステム」の導入や水上交通などの公民連携の取組による多彩な交通の充実を図るとともに、公共空間の活用やイベント間の連携等により、人々が楽しみながら回遊できるまちづくりを進めます。		
想定事業量	連節バスを活用した「高度化バスシステム」の一部導入(32年度) 【直近の現状値】29年度：推進	計画上の見込額	44億円
6	新横浜都心とその周辺のまちづくりの推進	所管	都市整備局、温暖化対策統括本部
	神奈川東部方面線の整備等による交通利便性の向上をいかし、新横浜都心での商業・業務機能のさらなる集積や市街地開発による都心機能の強化、日吉・綱島地区における新綱島駅周辺の市街地開発を進めるほか、先進的な企業と連携した環境の取組など、沿線の魅力を高めるまちづくりを進めます。		
想定事業量	①新横浜駅南部地区のまちづくり 推進 ②羽沢駅(仮称)周辺土地区画整理 事業中 ③新綱島駅周辺地区市街地開発 事業中3地区* 【直近の現状値】29年度：①推進 ②・③事業中(検討中含む)	計画上の見込額	55億円
※ p.73の政策21 主な施策(事業)1の想定事業量①の一部			
7	京浜臨海部のまちづくりの推進	所管	都市整備局、経済局、港湾局
	生産・物流機能の高度化やイノベーションを誘発する拠点機能の導入を図るとともに、土地利用と連動させた輸送機能の強化や新技術による移動手段の検討など、来街者等にとって魅力的な都市空間の形成を進めます。		
想定事業量	まちづくり検討 3地区(末広町地区、新子安地区、山内ふ頭周辺地区) 【直近の現状値】29年度：マスタープラン改定に向けた検討	計画上の見込額	0.1億円